

改正労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供（法第23条第5項）

改正労働者派遣法に基づくマージン率等について以下のとおり公開します。

マージン率（％）＝

派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額

派遣料金の平均額

◇システム開発センター

〒950-0913 新潟県新潟市中央区鏡 1-5-12-2

1. 対象期間
2024年4月1日 ～ 2025年3月31日

2. マージン率等

①	派遣労働者の数	16人（2025年3月21日付け派遣労働者数）
②	派遣先の数	6件
③	マージン率	38.6％（少数点一位未満四捨五入）
④	教育訓練に関する事項	安全衛生教育 ビジネスマナー教育 ヒューマンスキルUP研修 技術スキルUP研修 情報保護・情報セキュリティ教育
⑤	労働者派遣料金額の 平均値（消費税込）	34,195円（1日8時間当りの額）
⑥	派遣労働者の賃金 平均額	20,983円（1日8時間当りの額） （通勤費/家賃補助/手当を含みます。）
⑦	その他	会社のマージンには以下が含まれます。 ・社会保険料（雇用保険/厚生年金/健康保険/労災保険） ・福利厚生費（有給休暇/慶弔休暇/健康診断等） ・退職金積立 ・教育研修費（交通費、受講費用等） ・会社運営費 ・営業利益
⑧	派遣労働者の待遇の決定に係る 労使協定を締結しているか否かの別	労使協定を締結しているか否か 締結済み 労使協定対象者労働者の範囲 全派遣労働者 労使協定の有効期間 有効期間終期 2026年3月31日